

業 務 委 託

産業廃棄物収集運搬処分

仕 様 書

令和 3 年 11 月

札 幌 市 交 通 局
電 気 課

1 業務名

産業廃棄物収集運搬処分

2 適用範囲

本仕様書は、札幌市交通局電気課各諸室等に保管されている産業廃棄物の収集運搬及び処分に適用する。

3 業務概要

産業廃棄物を保管場所から収集運搬及び処分を行う。

4 業務内容

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令に従い、各搬出場所に保管されている産業廃棄物を適正に処理する。

(1) 搬出場所

場所	所在地（札幌市以下）
大通駅 電源室（地下 2 階相当）	中央区大通西 5 丁目
大通駅 用品庫（地下 2 階相当）	中央区大通西 1 丁目
バスセンター前駅 保守員詰所（自改試験室） （コンコース階）	中央区南 1 条東 4 丁目
東豊線さっぽろ駅 整備員詰所（地下 2 階相当）	中央区北 4 条西 2 丁目
交通局 指令所（1 階発マシン室、用品庫）	厚別区大谷地東 4 丁目
大谷地変電所（2 階）	厚別区大谷地東 2 丁目 5-1

(2) 搬出する産業廃棄物

内訳書（別紙 1）のとおり。

(3) 搬出作業時間帯

平日 09：00～17：00

※大通駅、さっぽろ駅、バスセンター前駅は 10：00～16：00 とする。

(4) 搬出作業

作業の実施にあたっては、搬出経路における通行人等との接触事故等発生防止のため、必要に応じて搬出時に見張りを立てる等、安全確保した上で作業を行うこと。搬出車には最低一人常時待機すること。また、施設の破損等の恐れがある箇所については、必要に応じて養生等を行うこと。

産業廃棄物の搬出・運搬中の事故・施設等の破損については、受託者の責において処理すること。

5 履行期間

契約書に示す着手の日から、令和4年3月23日（水）までとする。

6 産業廃棄物処理業の許可

受託者は、本業務で取扱う産業廃棄物に対し、産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証において適切な事業範囲及び許可を有すること。

7 監督官庁への申請

業務を実施するにあたり、必要な法令で定められた監督官庁への許可申請・届出等は、全て受託者の責において実施すること。また、これに要する費用は、全て受託者の負担とする。

8 提出書類

受託者は、契約締結後、下表に示す書類を提出すること。

また、産業廃棄物管理票を用意すること。

提出書類	部数	提出期限等
業務着手届	1	着手後速やかに (労働保険関係成立済印 及び労働保険番号を記載)
業務工程表	1	業務着手と同時
業務主任経歴書	1	業務着手と同時
業務完了届	1	業務完了と同時
産業廃棄物管理票(排出事業者控え)	1	業務完了と同時
その他、委託者が必要と認めたもの	1	その都度

9 札幌市環境マネジメントシステムの運用の協力

受託者は、作業に従事する者へ本市「環境方針」(別紙2)を周知し、本市の環境配慮に対する取り組みについて理解させるとともに、本市環境マネジメントシステムに準じて環境負荷の低減に配慮しながら業務を遂行すること。

10 その他

- (1) 本仕様書に明記なき事項及び疑義が生じた場合は、委託者と協議のうえ、業務に遺漏のないよう行うこと。
- (2) 運搬・処分については、産業廃棄物管理票により明確にすること。

11 問合せ先

札幌市交通局 電気課信号通信係

担当：中尾 TEL (011) 896-2735

産業廃棄物収集運搬処分						
	名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
(1)	大通駅 電源室					
	金属くず	kg	333			
	混合廃棄物(廃プラスチック類・金属くず)	kg	230			
	廃プラスチック	kg	36			
	廃OA類	kg	119			
	梱包材	kg	10			
	廃蛍光管	kg	125			
(2)	大通駅 用品庫					
	蓄電池	kg	40			ニッケド電池
(3)	バスセンター前駅 保守員詰所(自改試験室)					
	金属くず	kg	1,469			
	混合廃棄物(廃プラスチック類・金属くず)	kg	2,373			
	廃プラスチック	kg	212			
	ゴムくず(廃プラスチック)	kg	120			
	ガラスくず	kg	72			
	梱包材	kg	160			
	蓄電池	kg	21			リチウム電池
(4)	東豊線さっぽろ駅 整備員詰所					
	金属くず	kg	1,440			
	混合廃棄物(廃プラスチック類・金属くず)	kg	125			
	梱包材	kg	6			

環境方針

1 基本理念

札幌市役所は、地球環境への負荷を継続的に低減するため、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減など、環境配慮取組の推進に努めてきました。

近年、気象災害をはじめとした気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。

札幌市においても、地球の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、2050年の目標に「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする（ゼロカーボン）」を設定するとともに、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約6%を排出する市内最大級の事業者であり、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくことが必要です。

そのため、徹底した省エネルギー対策を進め、そのうえでどうしても必要なエネルギーは再生可能エネルギーへと転換していくことを基本的な方向として、環境マネジメントシステムによる継続的改善を図り、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、国連「持続可能な開発目標(SDGs)」の視点を踏まえ、環境配慮取組を推進することで、温室効果ガス排出量の削減のみにとどまらず、経済、社会分野の統合的解決を目指すとともに、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会に向けて取り組むことで、「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市『環境首都・SAPPORO』」の実現を目指してまいります。

2 基本的方向

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、SDGsの視点も踏まえながら環境配慮取組を推進し、脱炭素社会の実現に向けて、以下の項目に重点的に取り組みます。

- 1 徹底した省エネルギー対策を進めます。
- 2 再生可能エネルギーの導入を拡大します。
- 3 移動における脱炭素化を進めます。
- 4 廃棄物の発生・排出を抑制し、省資源・資源循環を推進します。
- 5 環境負荷の少ない製品やサービスを利用します。
- 6 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 7 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。

この環境方針による環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

令和3年4月1日

札幌市長 秋元克広

札幌市環境局